

提出書類について

提出書類一覧

事前申請時

- ☐ 福祉用具購入事前確認兼受領委任払い承認申請書
- ☐ 居宅サービス計画(第1表～第3表)の写し
- ☐ サービス担当者会議録の写し
- ☐ 介護予防サービス計画(介護予防サービス支援計画表)の写し
- ☐ 福祉用具販売計画書の写し
- ☐ 購入品を確認できるもの(カタログ等の写し)
- ☐ 見積書

支給申請時 福祉用具購入が必要な理由書(ケアプランが無い方のみ)

- ☐ 福祉用具購入費支給申請書
- ☐ 承認通知書の写し
- ☐ 領収証の原本
(領収日及び事業者への支払金額が記載された利用者本人あてのもの)
- ☐ 納品時の写真(撮影日付入り)

注意事項

重複購入の場合は以下の通りとなります。

福祉用具購入費が支給されると、それ以後の同一種目の福祉用具購入については、原則、支給の対象外となりますが、次に掲げる場合について、直方市が必要と認めるときは、例外として一度購入された同一種目の福祉用具であっても、支給限度基準額の範囲内において、再度、福祉用具購入費が支給されます。

①(原則) 部品交換により使用継続が可能な場合は部品交換が優先します。
居宅サービス計画や福祉用具販売計画書等に部品交換が必要な理由を記載し、以下のものを提出してください。

- ☐ 部品交換のカタログ ※カタログがない場合には見積書
- ☐ 部品交換前の写真(撮影日付入り) ※事前申請時
- ☐ 部品交換後の写真(撮影日付入り) ※支給申請時

②部品交換が不可能で、以下のような場合において直方市が必要と認めた場合、重複購入が可能です。

- 1.既に購入した福祉用具が破損し使用継続が困難な場合(汚損も含む)
- 2.その他特別な事情により、福祉用具の継続利用が困難となった場合
(特別な事情の例)
 - ・利用者の身体状況や介護状況の変化に伴い、福祉用具の性能や形状に支障が生じた
 - ・転居等の居住環境の変化に伴い、福祉用具のサイズに支障が生じた

以上のような場合は居宅サービス計画や福祉用具販売計画書等に部品交換が不可能であることをメーカーに問い合わせた内容及び購入済みの福祉用具が自立支援に適さない理由を具体的に記載し、以下のものを提出してください。

- ☐ 福祉用具の破損・汚損状況等がわかる写真(撮影日付入り) ※事前申請時

尚、破損・汚損・その他特別な事情であることが確認できるアセスメント記録等の提出を求める場合がありますので、予めご了承ください。